

令和7年度空き家利活用普及促進業務 企画提案募集要項

本業務は、空き家活用による地域の活性化と新たな経済機会創出を目指し、公募型プロポーザル方式により、業務の企画提案を募集し、委託先を選定します。

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度空き家利活用普及促進業務

(2) 業務目的

本業務は、徳島県と Airbnb Japan（株）の協定に基づく令和7年11月8日に美波町で行われる空き家活用セミナーの様子を撮影・編集し、高品質な動画コンテンツを制作することを目的とします。作成された動画は、当日参加できなかった方々にもセミナー内容を広く周知し、空き家の民泊活用による地域活性化の可能性を伝えるための重要な広報ツールとして活用します。

本業務を通じて、県内の空き家問題解決と新たな経済機会創出に関する理解を促進し、民泊事業への参入を検討する方々への支援を強化します。

(3) 業務内容

別紙『令和7年度空き家利活用普及促進業務仕様書（企画提案用）』に記載のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

(5) 委託料上限額（見積限度額）

金 700,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※積算には、業務の遂行に必要な全ての経費を含めること

2 募集概要

一定の参加資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、公社が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者を契約予定者とする。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、公社と契約予定者とが提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、公社と契約予定者の双方が合意した場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合がある。

3 参加資格要件

本業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている法人とする。

- (1) 日本国内に法人格を有する団体であり、公社との緊密な連携体制が確保できる団体等であること。
- (2) 提案事項を十分理解し、適正に遂行できる能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1号の規定に該当する者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。
- (5) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (6) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人または被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることができなかった日から2年を経過しない者
 - エ 暴力団の構成員等
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (10) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (11) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者であること。
- (12) 補助金等に係る審査等（書類等の整備、保管、書類の提出や実地検査の受入れ）に協力すること。

4 提出書類

(1) 参加申込書

本プロポーザルに参加（企画提案書等を提出）する場合は、参加申込書（様式第1号）を電子メール、ファクシミリ等により「7 提出先及び問い合わせ先」宛てに提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

(2) 企画提案書及び見積書等

次のア～オに記載する書類等を作成し、正本1部、副本5部を持参又は郵送により「7 提出先及び問い合わせ先」まで提出すること。

ア 企画提案書（様式第2号）

イ 見積書（任意様式）

ウ 組織概要及び業務実績（任意様式、既存のパンフレット等でも可）

エ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等）

オ 都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書

(3) 質問書

当該公募に係る質問がある場合は、質問書（様式第3号）により行うものとし、電子メール、ファクシミリ等により「7 提出先及び問い合わせ先」宛てに提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、口頭での質問は受け付けない。また、回答は参加申込みをした全ての者に対して行う。

(4) 留意事項

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

イ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足、不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。

ウ 提出された企画提案書、その他書類は、理由の如何を問わず返却しない。

5 提出期限

(1) 質 問 書：令和7年10月 1日 午後5時必着

(2) 参 加 申 込 書：令和7年10月 8日 午後5時必着

(3) 企画提案書及び見積書等：令和7年10月15日 午後5時必着

6 スケジュール

令和7年 9月24日	募集開始
令和7年10月 1日午後5時	質問書の提出期限
令和7年10月 6日	質問に対する回答
令和7年10月 8日午後5時	参加申込書の提出期限
令和7年10月15日午後5時	企画提案書等の提出期限
令和7年10月中旬（予定）	選定委員会の開催
令和7年10月下旬（予定）	選定結果通知・契約締結

7 提出先及び問い合わせ先

「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター
〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉 209-5
電 話 088-666-3124
ファクシミリ 088-666-3126
メールアドレス soudan@tokushima-akiya.jp

8 選定方法

- (1) 提出された企画提案書等については、公社が別に設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、契約予定者を選定する。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して契約予定者としての適否を判断する。
- (2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行う。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ア 上限額を超える金額での見積書の提出があったとき。
 - イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。
- (4) 選定の結果については、すべての企画提案者に書面で通知する。

9 契約の締結

- (1) 提案が選定された者は、審査の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に県と契約予定者との間で協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。
- (2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。
- (3) 公社との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の

上、委託契約を締結する。

- (4) 委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。
- (5) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、委託者から受託者に提供できるものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。
- (6) 本業務の実施にあたり、公社は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。但し、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) 本業務の遂行により生じた著作権はすべて公社に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法、徳島県個人情報保護条例及び別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。